

土壤汚染に係る補足資料

別紙3

1 計画地の現状

(1) 計画地における土壤汚染の現状

① 土壤調査結果

- 計画地において土壤汚染対策法に規定される方法によって自主的な土壤調査を実施した結果、同法で規定される基準値の超過が確認された項目は、砒素(表層土・地山)及び鉛(掘削底面・本館部分)、ふつ素(本館部分)である。
- 鉛及びふつ素による基準超過が確認された土壤については、その全量を汚染土処理業許可施設へ搬出し、撤去する計画としている。

物質	場所	備考
砒素(溶出量)	表層土	過去の盛土工による土
砒素(溶出量)	地山	自然由来
鉛(溶出量)	掘削底面	過去の不溶化処理土の撤去後の掘削底面から検出
鉛(含有量)	本館部分	深度方向の詳細調査で判明
ふつ素(溶出量)	本館部分	深度方向の詳細調査で判明

② 地下水質調査結果

- 土壤溶出量基準超過が確認された項目である砒素及び鉛について地下水質調査を行った。
- いずれの地下水調査地点においても基準値($0.01\text{mg}/\ell$)を下回ったことから、計画地において砒素及び鉛による地下水汚染は生じていないと判断される。
- ふつ素については、事業実施前に地下水質調査を行い、調査結果を評価書に記載する。

場所	孔内水位	砒素	鉛
観測井1	GL-5.52m	0.001 mg/l未満	0.001 mg/l未満
観測井2	GL-5.34m	0.001 mg/l未満	0.001 mg/l未満
観測井3	GL-5.50m	0.001 mg/l未満	0.001 mg/l未満

(2) 本事業における汚染土壤対策

汚染土壤の拡散を防ぐという法の趣旨に基づき、汚染土の場外搬出を可能な限り避けるため、清浄土を掘削して場外搬出し、当該掘削部分を敷地内で掘削した自然由来砒素汚染土(病院本館部分の地山掘削土)で埋め戻す。汚染土を埋め戻した部分については、雨水を地下浸透させないよう舗装する。埋め戻しに使用しない鉛・ふつ素汚染土は、法の規定に基づき場外の汚染土処理業許可施設へ搬出し、適切に処分する。また、地下水位以深の汚染土壤を掘削することにより、新たに地下水汚染が生じるおそれがあることから、SMWを遮水壁として利用する工法とした。

2 土壤汚染対策法改正に伴い対応する事項

- 自然由来の汚染土も新たに規制の対象となり、砒素による自然由来の基準超過が確認された土壤についても対応が必要となった。

土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について(抜粋)

(平成22年3月5日 環水大土発第100305002号)

なお、旧法においては、「土壤汚染」は、環境基本法(平成5年法律第91号)第2条第3項に規定する、人の活動に伴って生ずる土壤の汚染に限定されるものであり、自然的原因により有害物質が含まれる汚染された土壤をその対象としていなかったところである。しかしながら、法第4章において、汚染土壤(法第16条第1項の汚染土壤をいう。以下同じ。)の搬出及び運搬並びに処理に関する規制が創設されたこと及びかかる規制を及ぼす上で、健康被害の防止の観点からは自然的原因により有害物質が含まれる汚染された土壤をそれ以外の汚染された土壤と区別する理由がないことから、同章の規制を適用するため、自然的原因により有害物質が含まれて汚染された土壤を法の対象とすることとする。